

公益財団法人東京都教育支援機構 派遣スタッフ（ユースワーカー）募集要項

1 募集職種・人数

派遣スタッフ（ユースワーカー）：15名程度

※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）に定める派遣労働者（派遣社員）です。

※登録型ではありません。

2 雇用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績等が良好である場合は、1年ごとに4回を上限として契約を更新する場合があります。ただし、更新は70歳到達年度までです。

3 勤務地

公益財団法人東京都教育支援機構 事務局

東京都中野区中央一丁目38番1号 住友中野坂上ビル

（東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線 中野坂上駅 徒歩1分）

※都立高等学校への常駐型派遣となります。

4 応募要件

学歴及び年齢は不問（ただし、満年齢が70歳に達する日の属する年度末日で雇用終了）

次の（1）及び（2）に該当する方

（1）次のいずれかに該当する方又はこれらと同等の能力を有すると認められる方

ア 社会福祉士の資格を有する方

イ 精神保健福祉士の資格を有する方

ウ 公認心理師の資格を有する方

エ 臨床心理士の資格を有する方

オ 臨床発達心理士の資格を有する方

カ キャリアコンサルティング技能士又はこれに類する資格を有する方

キ 教員免許を有する方

ク 社会教育士又は社会教育主事の任用資格を有する方

ケ その他、福祉・医療・就労等の分野において子供・若者支援に関する資格を有する方

（2）次の求められる人物像に該当する方

【求められる人物像】

- ・ユースワーカーの派遣労働の目的（生徒の日常的な相談対応等を行うことを通じて、不登校や中途退学を未然に防止するとともに、社会的自立を支援すること）及びユースワーカーに求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のあるものであって、都立学校等において生徒、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる方
- ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる方（退職後を含む。）
- ・心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる方

- ・接遇の基本ができており、コンプライアンス意識の高い方

5 主な業務内容

学校常駐型ユースワーカー（※）業務

東京都立学校に原則常駐し、学校長が指定する場所において、日常的なユースワーク（生徒との日常的な相談対応等を通じた自立支援）を行います。また、必要に応じて、学校長が認める範囲で校外業務（家庭訪問同行等）を行います。

- （１）生徒への相談対応・ユースワーク
- （２）校内巡回・見守り
- （３）体調不良等により自力移動が困難な生徒の保健室への同行
- （４）教員が行う家庭訪問等への同行
- （５）教職員との連絡調整・情報共有（打合せ）
- （６）ユースソーシャルワーカー（東京都教育委員会、TEPRO 所属）との連携調整
- （７）記録作成
- （８）研修・会議への参加
- （９）付随的業務

※「ユースワーカー」とは…都立学校に常駐し、主に生徒の居場所づくりをはじめ、日常的な相談や見守り活動等を行う職です。

6 勤務時間等

（１）勤務日数・勤務時間

- ・月16日
- ・1日当たり7時間45分勤務（休憩時間45分を除く）

※正規の勤務時間は、午前8時から午後9時45分までの間で、派遣校の希望に応じて、原則1日当たり7時間45分とします。

（２）休日

毎週 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（３）休暇

（有給）年次有給休暇（初年度9日）、夏季休暇（3日）、公民権行使等休暇、慶弔休暇、妊婦通勤時間、妊娠出産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、母子保健健診休暇、災害休暇

（無給）育児時間、子どもの看護等休暇、子育て部分休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休業、育児休業、部分休業、ボランティア休暇

※一定の要件を満たす場合

（４）時間外勤務あり

7 給与等

（１）基本給 218,500円（令和8年2月19日現在）

※機構の規程に定める。なお、改定される場合があります。

※試用期間中（1か月）の待遇に変更なし

- (2) 賞与 2回 (6月、12月)
- (3) 各種手当
 - 通勤手当 (実費支給)、超過勤務手当、休日給
 - ※住居、扶養、退職金等その他の手当はなし

8 福利厚生等

- (1) 社会保険等
 - 健康保険 (協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- (2) その他
 - 各種福利厚生制度あり、敷地内禁煙

9 選考方法

- (1) 一次選考 (書類選考)
- (2) 二次選考 (面接) ※一次選考合格者に対してのみ行います。

10 申込手続

申込期間	令和8年2月19日 (木) から令和8年3月13日 (金) 午後5時まで【厳守】
申込方法	(1) 指定する求人掲載サイト (エンゲージ) からエントリーしてください。 (2) エントリーの後に、以下の申込書類を、以下の【提出先】メールアドレスへ提出してください。 【申込書類】 ①派遣スタッフ選考申込書兼履歴書 (指定の様式) 【必須】 ②職務経歴書 (任意様式) 【必須】 ③小論文 (指定の様式) 【必須】 ・課題 「ユースワーカーとして、今後あなたが取り組んでいきたいこと」 ・800字以内で記述すること ・ファイル名は「小論文 (氏名)」にしてください。 ※指定様式は、当機構HPからダウンロードしてください。 機構HP⇒https://www.tepro.or.jp/about/employment.html 【提出先】 ・提出先: jigyokikaku@tepro.or.jp ・提出する際の件名: YW申込【氏名】 ※期日までに申込書類が提出されない場合は応募とはなりませんのでご注意ください。 ※当機構からの通知は、求人掲載サイトを通じてご連絡いたしますので、求人掲載サイトをご確認ください。 ※郵送や持参による応募は受け付けておりません。

11 選考日程

一次選考結果通知	令和8年3月25日（水）までに、一次選考合格者にのみ通知します。 ※エントリーした求人掲載サイトのメッセージ機能を利用してご連絡します。
二次選考実施日	令和8年4月7日（火）～令和8年4月13日（月）の内、機構が指定する日時
最終結果通知	令和8年4月下旬予定

1 2 その他

- （1）応募の際に提出いただいた書類等の個人情報については、本選考に必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、採否に関わらず、応募書類は返却致しませんので、ご了承ください。

- （2）第二次選考合格者とはならず補欠合格者となった方には、補欠合格通知書を送付の上、採用候補者名簿に登載します。第二次選考合格者の辞退や雇用期間中の退職等により欠員が生じた場合、名簿登載者の中から最終選考受験者を選定し、最終選考を実施することがあります。名簿の有効期限は令和9年3月末までです。
- （3）内定が出た場合は、申込書類に記載された保有資格の証明書を採用前に提出していただきます。詳細については、内定後にお知らせいたします。
- （4）本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、派遣先からの要請に基づき特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）、研修受講等の法が定める措置の対象となる可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別添参照条文をご参照ください。

1 3 問合せ先

公益財団法人東京都教育支援機構 事業企画担当

〒164-0011 東京都中野区中央一丁目 38 番 1 号 住友中野坂上ビル 11 階

電話：03-5989-1491（午前9時から午後5時まで。土日及び祝日を除く。）

別添（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による

改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。